

相続税対策の切り札！ 贈与徹底活用（扶養義務者相互間の生活費等の非課税贈与）（その10）

今回は、扶養義務者相互間の生活費・教育費の非課税贈与について解説します。

生活費又は教育費は、日常生活に必要な費用であり、それらの費用に充てるための財産を、扶養義務者相互間の贈与により取得しても、それにより担税力が生じないことはもちろん、その贈与の当事者の人間関係などの面からみても、これに課税することは適当でないことから、贈与税を課さないこととされたものと考えられます。

（1）扶養義務者とは

「扶養義務者」とは、配偶者並びに民法第877条（扶養義務者）の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいい、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとしています。

なお、上記扶養義務者に該当するかどうかの判定は、贈与税にあっては贈与の時の状況によります。

（2）生活費とは

「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（教育費を除く。）をいいます。生活費には、日常の衣食住に必要な費用のみでなく、治療費、養育費その他これらに準ずるもの（保険金又は損害賠償金により補てんされる部分の金額を除く。）を含むものと解されています。

また、「通常必要と認められるもの」とは、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適切と認められる範囲の財産をいいます。

（3）教育費とは

「教育費」とは、被扶養者（子や孫）の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られません。

（4）Q&A（出典：国税庁「扶養義務者から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A）

Q1. 数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与した場合、贈与税の課税対象となりますか。

A1. 贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費は、生活費又は教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与を受けた財産であり、したがって、数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与を受けた場合において、その財産が生活費又は教育費に充てられずに預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費又は教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。

Q2. 婚姻に当たって子が親から金品の贈与を受けた場合、贈与税の課税対象となりますか。

A2. 婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、又はそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合等には、贈与税の課税対象となりません。

なお、贈与を受けた金銭が預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費（家具什器等の購入費用）に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。

Q3. 子の結婚式及び披露宴の費用を親が負担した場合、贈与税の課税対象となりますか。

A3. 結婚式・披露宴の費用を誰（子（新郎・新婦）、その親（両家））が負担するかは、その結婚式・披露宴の内容、招待客との関係・人数や地域の慣習などによって様々であると考えられますが、それらの事情に応じて、本来費用を負担すべき者それぞれが、その費用を分担している場合には、そもそも贈与には当たらないことから、贈与税の課税対象となりません。

Q4. 贈与税の課税対象とならない「教育費」とは、どのようなものをいいますか。

A4. 贈与税の課税対象とならない「教育費」とは、子や孫（被扶養者）の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費、通学のための交通費、学級費、修学旅行参加費等をいい、義務教育に係る費用に限りません。

なお、個人から受ける入学祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と贈与を受けた者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象となりません。